

クーリング・オフ制度 について知っておこう！

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば、無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

【クーリング・オフが可能な取引と期間】

取引内容	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）	20日間
特定継続的役務提供（エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
訪問購入（押し買い）	8日間

※通信販売はクーリング・オフの対象外です

春日部市消費生活センター

消費生活センターってどんなところ？

春日部市が設置した消費生活に関する相談窓口であり、専門の消費生活相談員が、消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。費用は無料で秘密は守ります。

相談対象者 春日部市内在住・在勤・在学者

相談日時 毎週月～金
(祝休日・年末年始を除く)

午前 10 時～午後 4 時
(正午～午後 1 時を除く)

電 話 048-739-7100

詳細はこちら →



消費者ホットライン

い や や
☎ 局番なし 188

音声ガイダンスに従ってお住まいの郵便番号を入力することにより、最寄りの相談窓口につながります。

※おかけになった曜日・時間帯によっては、県等の相談窓口につながることもあります。

※年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日ご利用が可能です。

春日部市 消費生活センター

困ったときは一人で悩まずご相談を！

儲け話

通信販売



レスキュー
商法

点検商法